会長及び副会長の選任について

○　従前の埼玉県南部地域保健医療・地域医療構想協議会から分離し、新たに、地域保健

　医療計画全般を協議する「埼玉県南部地域保健医療協議会」として令和４年６月１日に

　設置いたしました。

○　本協議会設置要綱第５条第１項の規定では、「協議会に会長及び副会長を置くこととし、委員の互選により選出する」とされています。

○　つきましては、本協議会の会長及び副会長の選任について、下記のとおり、事務局より提案させていただきます。

＜事務局案＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役　職　名 | 氏　　名 | 区分 | 備　　考 |
| 会　　　長 | 長江　　厚　委員 | 新任 | 一般社団法人川口市医師会 会長 |
| 副　会　長 | 早舩　直彦　委員 | 新任 | 一般社団法人蕨戸田市医師会 会長 |

　（理由）

　　　従前の埼玉県南部地域保健医療・地域医療構想協議会に引き続き、会長には川口市医師会長である委員を、副会長には蕨戸田市医師会長である委員を選任いただき、地域保健医療計画の一層の推進に必要な事項を協議していくことが最善であるため。